

WaQuAC-NET 会規約

- 第 1 条(名称) 本会は、WaQuAC-NET とする。
- 第 2 条(所在地) 本会は、千葉県南房総市富浦町 山本方 に置く。
- 第 3 条(目的) 本会は、アジア地域の水道・水質に関わる人材を育成することを目的に、情報や経験を交換し、ネットワークを通して多くの人たちの知恵や技術で解決することを目的とする。
- 第 4 条(活動内容) 本会は前条の目的を達成するために次の活動を行う。
- ホームページによる定期的情報提供
 - 問題点、疑問点の議論の場の提供
 - インターネット事情の悪い地域のための定期情報誌の発行
 - 年数回のセミナー・研修開催、講師派遣等
- 第 5 条(会員) 本会は第 3 条にかかる関係者を持って会員とする。
- 第 6 条(入会の資格) 本会に入会できる者は、会の目的に賛同し活動できる者とする。
- 第 7 条(事務局) 本会に代表・会計を各 1 名置く。
- 第 8 条(経費) 本会に要する経費は、会費・寄付をもってあてる。
- 第 9 条(会計年度) 本会の会計は 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる。
- 第 10 条(規約改定) この規約は会員総会の決議を持って改正することができる。

附則

- ① 会の役員は次の会員とする。
代表 千葉県南房総市富浦町 山本敬子
会計 香川県さぬき市 鎗内美奈
- ② 会の設立年月日:平成 20 年 12 月 1 日
- ③ この規則は平成 23 年 2 月 3 日から適用する。